

## 日本血栓止血学会 規約委員会 内規

### (名称)

第1条 本委員会は、日本血栓止血学会（以下「本会」）規約委員会（以下「委員会」）と称する。

### (業務)

第2条 委員会は、本会における定款、施行細則、内規等の規約を検討し、必要に応じて、規約の作成あるいは改訂に関する立案を行う。

### (構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長各1名、委員若干名をもって構成する。

2. 委員は、本会代議員の中から委嘱される。
3. 委員長は、本会理事会の議を経て理事長が委嘱する。
4. 副委員長、委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
5. 委員長、副委員長および委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
6. 委員長が必要と認める時は、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (運営)

第4条 委員長は、毎年1回以上の定例委員会を召集し、その議長を担当する。

2. 委員長は、必要に応じて臨時委員会を召集することができる。
3. 委員長は、審議状況および決議の結果を理事会へ報告する。
4. 前項による報告を受けた時は、理事会は、これを必要に応じて総会に報告する。
5. 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じて委員長の職務を代行する。
6. 委員会は、3分の2以上の委員の出席をもって成立する。
7. 委員は、委任状の提出をもって出席に替えることができる。
8. 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (内規の変更)

第5条 本内規は、委員会の議決を経て理事会の承認を受け、変更することができる。

### (付則)

本内規は、令和2年11月28日より施行する